

台風接近・集中豪雨・震災時における 宮代町内放課後児童クラブの臨時休所等に関するガイドライン

1 目的

台風や集中豪雨、震災により人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、児童及び従事者の生命と安全を守るため、町内放課後児童クラブにおける臨時休所措置等の判断及び対応を定めたガイドラインを策定するものです。

2 対象

このガイドラインは町内放課後児童クラブを対象とします。

3 臨時休所等の判断

町は、台風接近や集中豪雨等により災害が発生する恐れがある場合や、震度 5 弱以上の地震が発生した場合に、本ガイドラインに基づいて各学校や各放課後児童クラブ、指定管理者と協議の上、登所自粛要請・臨時休所等の判断を行い、その結果を各指定管理者に連絡します。

なお、現に危険が迫っている等、個々の状況により独自の対応が必要と考えられる場合には、各放課後児童クラブにおいて判断を行う場合があります。

4 登所自粛要請・臨時休所の判断の目安

次のいずれかに当てはまる場合若しくは今後当てはまる可能性が高いと判断した場合に、登所自粛要請又は臨時休所を行うことを基本とします。

(1) 登所自粛要請

災害発生の可能性が比較的高い場合や施設運営を行うにあたって十分な態勢を確保できないことが予想される場合は、保護者に登所自粛要請を行います。

なお、状況によっては総合的な判断により臨時休所とすることがあります。

ア 警戒レベル 3 の避難情報（高齢者等避難）が発令されている。

イ 震度 5 弱の地震が発生した。

ウ 交通手段の運休などにより指導員等が確保できない又は保護者による送迎が困難。（一部の範囲、短時間の場合）

(2) 臨時休所

町内に災害発生又は災害発生の可能性が極めて高い場合は臨時休所とします。

ア 気象庁から本町に特別警報が発令されている。

イ 警戒レベル 4 以上の避難情報（避難指示、緊急安全確保）が発令されている。

ウ 震度 5 強以上の地震が発生した。

エ 河川氾濫、道路・家屋損壊などにより登所することに危険がある。

オ 交通手段の運休などにより指導員等が確保できない又は保護者による送迎が困難。（広範囲、長時間に及ぶ場合）

5 避難情報等発令時の対応

(1) 平日開校時間中（月曜日から金曜日の学校が開校している日）

学校の対応	放課後児童クラブの対応
臨時休校となった。	臨時休所
登校時間を遅らせた。	下校時刻から通常開所 ・登校前の時間帯は開所しない
登校後に途中下校となった。 ・学校から保護者へ直接引き渡し	臨時休所

(2) 土曜日・長期休業日

警戒レベル	対 応	避難情報等発令解除後
警戒レベル3 (高齢者等避難)	登所自粛要請 ・保護者へ家庭保育が可能な場合は登所を控えるよう要請する。 ・登所する場合は早急な迎いの依頼に対応していただけるよう要請する。	原則開所 ・開所時間に変更になった場合は保護者へ周知する。 ・施設及び周辺の被災状況や指導員等の確保状況により臨時休所とする場合がある。
警戒レベル4 (避難指示) 警戒レベル5 (緊急安全確保)	臨時休所 ・当該日は原則、臨時休所とする。	午前6時までに解除された場合、原則開所 ・開所時間に変更になった場合は保護者へ周知する。 ・施設及び周辺の被災状況や指導員等の確保状況により臨時休所とする場合がある。 午前6時を過ぎて解除された場合、臨時休所 ・施設及び周辺の被災状況の確認や指導員等の確保が困難であるため、原則臨時休所とする。

(3) 開所時間中に発令(学校放課後)

警戒レベル	対 応	避難情報等発令解除後
警戒レベル3 (高齢者等避難)	迎えの依頼 ・保護者へ迎えを要請する。	原則開所 ・学校の対応状況や施設及び周辺の被災状況により早期迎えを要請する場合がある。
警戒レベル4 (避難指示) 警戒レベル5 (緊急安全確保)	早急な迎えの依頼(臨時休所) ・臨時休所となるため、保護者へ早急な迎えを要請する。 ・必要に応じて児童を避難所等へ避難させ、同時に保護者へ周知する。 ・所内や校内の方が安全と判断した場合は、児童を所内、校内の適切な場所に避難させる。	臨時休所 ・施設及び周辺の被災状況の確認が困難であるため、原則臨時休所とする。

6 洪水浸水想定区域に所在する施設の対応

洪水浸水想定区域に所在する施設は、事前に策定した避難確保計画等に基づいて、早い段階での臨時休所等を決定することも想定されるため、あらかじめ保護者に説明を行います。

7 地震発生時の対応

(1) 平日開校時間中（月曜日から金曜日の学校が開校している日）

学校の対応	放課後児童クラブの対応
臨時休校となった。	臨時休所
登校時間を遅らせた。	下校時刻から通常開所 ・登校前の時間帯は開所しない
登校後に途中下校となった。 ・学校から保護者へ直接引き渡し	臨時休所

(2) 土曜日・長期休業日

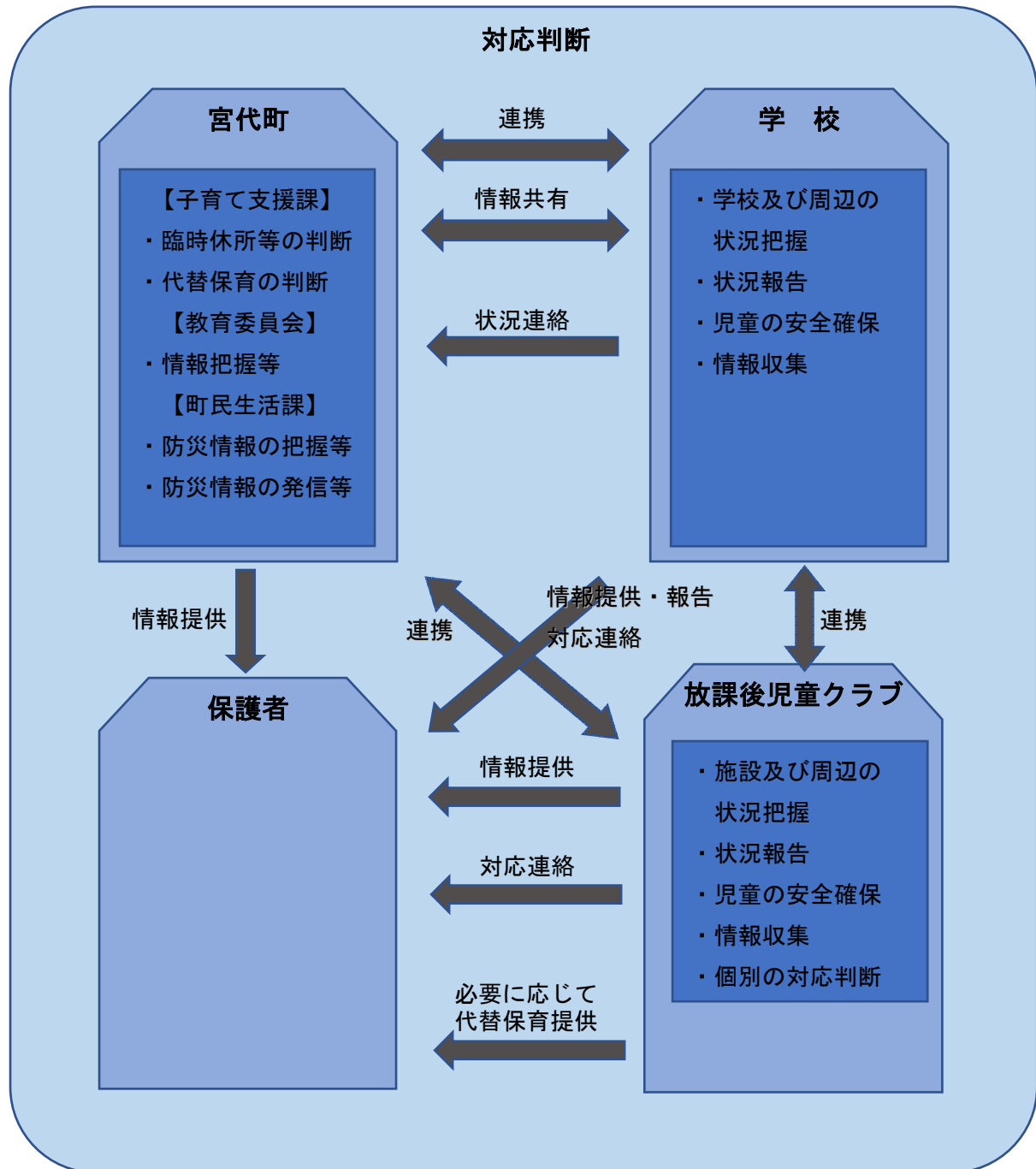
震度	対 応
震度 5 弱	原則開所 ・開所時間及びおやつ等の有無等が変更になった場合は保護者へ周知する。 ・施設及び周辺の被災状況や指導員等の確保状況により臨時休所とする場合がある。
震度 5 強以上	臨時休所 ・施設及び周辺の被災状況の確認や指導員等の確保が困難であるため、原則、臨時休所とする。

(3) 開所時間中に発生（学校放課後）

震度	対 応
震度 5 弱	原則開所 ・学校の対応状況や施設及び周辺の被災状況により早期迎えを要請する場合がある。
震度 5 強以上	早急な迎えの依頼（臨時休所） ・臨時休所となるため、保護者へ早急な迎えを要請する。 ・必要に応じて児童を避難所等へ避難させ、同時に保護者へ周知する。 ・所内や校内のほうが安全と判断した場合は、児童を所内、校内の適切な場所に避難させる。

8 連携体制について

学校、町、施設は、次のとおり連携を図りながら臨時休所等の判断を行い、保護者へ周知します。



9 臨時休所等に伴う対応について

(1) 臨時休所等を行う際の周知、掲示

町及び各放課後児童クラブは、登所自粛要請または臨時休所を行う場合、ホームページや一斉配信システム等により、保護者に周知を図ります。また、臨時休所にする場合は、施設の入口に臨時休所する旨及び緊急連絡先を示した案内等を掲示します。

(2) 緊急事態に対して施設に駆け付けられる体制の確保

町及び各放課後児童クラブは、緊急事態に対して責任者等が施設に駆け付けられる体制を確保します。

(3) 代替保育の調整

町は、町内放課後児童クラブが受入れ困難な状態で臨時休所となった場合、ライフラインの維持、復旧に関わる業種の従事者等、保育が必要不可欠な保護者に対して可能な限り保育を提供するために、代替保育の調整を行います。

受入可能施設等では、他施設が受け入れ困難な状態になった場合、代替措置として可能な範囲で保育を提供するものとします。

10 所管課及び放課後児童クラブ

所管課	住所	電話番号
子育て支援課	宮代町笠原1-4-1	0480-34-1111

放課後児童クラブ	住所	電話番号
かしの木児童クラブ	宮代町字西原261番地	0480-33-8740
いちょうの木児童クラブ	宮代町百間五丁目8番48号	0480-33-8680
いちょうの木児童クラブ分室	宮代町百間四丁目11番17号 深井ビル内	080-6080-7858
ふじ第一児童クラブ	宮代町字百間1105番地12	080-6080-7859
ふじ第二児童クラブ	宮代町字百間1122番地1 (保健センター付近)	080-6080-7887
かえで第一児童クラブ	宮代町大字須賀1426番地1	0480-32-8208
かえで第二児童クラブ	宮代町大字須賀1425番地1	0480-32-8208